

新型コロナウイルス感染症の影響等による町税等の 猶予などについて

- 1 町税の徴収猶予、換価の猶予
- 2 町道民税の減免
- 3 国民健康保険税の減免
- 4 後期高齢者医療保険料の減免
- 5 介護保険料の減免
- 6 公営住宅使用料の減免・徴収猶予
- 7 保育料の減免

町税の徴収猶予の特例制度（税務課納税係 62-9722）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少がある場合において、次のすべての要件に該当するときは、申請により、**1年以内の期間に限り**、徴収の猶予が認められることがあります。

- ① 令和2年(2020年)2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② 町税の全部又は一部を一時に納税することが困難であること
- ③ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)が到来すること

【申請手続】

- ① 「特例申請書」
- ② 「財産目録」及び「収支の明細書」
猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合は、「財産目録」及び「収支の明細書」に代えて「財産収支状況書」を提出してください。
- ③ 事業等に係る収入の減少の事実を証する書類
売上帳、現金出納帳、給与明細、預金通帳のコピーなど

※担保の提供は不要です。

【申請期限】

令和2年6月30日まで 又は猶予を受けようとする町税の納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)までに申請してください。

【猶予の効果】

猶予が認められると、督促や財産の差押えが猶予され、猶予期間中の延滞金の全部が免除されます。

【猶予の承認または不承認】

提出された書類の内容を審査した後、税務課から通知します。

猶予が承認された場合は、「徴収猶予通知書」に記載された分割納税計画のとおり納税してください。

なお、猶予金額は、納税すべき税額から納税可能額を差引いた金額です。

【猶予の取消】

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ① 偽りその他不正な手段により猶予の申請をした場合
- ② 猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により猶予の継続が不適当となった場合など

町税の徴収猶予、換価の猶予（税務課納税係 62-9722）

「徴収猶予の特例」の要件を満たさない場合でも、次に掲げる要件のいずれかに該当し、町税を一時に納付することが困難な場合は、申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収猶予が認められる場合があります。

徴収猶予【地方税法第15条】

○次のいずれかの事由に該当する方

- ① 災害により財産に相当な損失が生じた場合
(例)新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- ② ご本人またはご家族が病気にかかった場合
(例)納税者ご本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合
- ③ 事業を廃止し、または休止した場合
(例)納税者が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合
- ④ 事業に著しい損失を受けた場合
(例)納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

【申請手続】

- ① 徴収猶予申請書
- ② 「財産目録」及び「収支の明細書」
猶予を受けるようとする金額が100万円以下の場合は、「財産目録」及び「収支の明細書」に代えて「財産収支状況書」を提出してください。
- ③ 「担保提供書」及び担保の提供に関する関係書類(担保提供が必要な場合)
- ④ 徴収猶予の要件のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
(例)病院の領収書、事業の廃業届、決算書等

換価の猶予【地方税法第15条の6】

次に掲げる要件のすべてに該当し、町税を一時に納付することが困難な場合は、納期限から6か月以内に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、財産の差押・換価(売却)を猶予する「換価の猶予」が認められる場合があります。

○次のすべてに該当する方

- ① 町税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 町税の納付について誠実な意思を有すると認められること

【申請手続】

- ① 換価猶予申請書

上記【徴収猶予】の②～④

町道民税の減免（税務課町民税係 62-9722）

新型コロナウイルス感染症の影響等により、町道民税の納付が困難なときは、税額を減免できる場合があります。

【生活が著しく困窮と認められる方】

当該年において所得が皆無となった又はこれに準ずると認められる場合のうち、失業、倒産等の特別な事情により当該年に見込まれる収入が激減し、町民税の納付が著しく困難であると認められる人（法人を除く。）

○該当基準

①前年度の合計所得が、3,300,000円以下（給与収入4,800,000円以下）かつ

②当該年の合計所得の見込額が次の基準以下

※32万円の加算は控除対象配偶者又は扶養親族数を有する場合適用されます。

ア 所得割の非課税限度額以下…所得割額の全部

{35万円×(納税者本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+32万円}以下

イ 所得割の非課税限度額の1.1倍以下…所得割額の10分の7以内

{35万円×(納税者本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+32万円}×1.1以下

ウ 所得割の非課税限度額の1.2倍以下…所得割額の10分の5以内

{35万円×(納税者本人+控除対象配偶者+扶養親族数)+32万円}×1.2以下

○提示書類

・収入を証明する書類・雇用保険の受給者証・離職票等

※収入を証明する書類とは、給与明細書、退職所得の源泉徴収票、保険金、失業補償金等の受領書、預貯金の通帳等をいう。

国民健康保険税の減免（住民生活課国保医療係 62-9723）

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税を納めることが困難なときは、保険税を減免できる場合があります。

【保険税の減免】

○新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 全部

○次のすべてに該当する世帯

- ① 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
- ② 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ③ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得合計が400万円以下であること

【減免額の算定】

○(表1)で算出した対象保険税額に、(表2)の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 $((A \times B / C) \times (d))$

(減免額の計算式)

対象保険税額 $(A \times B / C) \times$ 減額又は免除の割合 $(d) =$ 保険税減免額

(表1)

対象保険税額 $= A \times B / C$

A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B: 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年所得額

C: 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年合計所得金額

(表2)

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除。

【減免の対象保険税】

令和元年度分及び令和2年度分で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されたもの

後期高齢者医療保険料の減免（住民生活課国保医療係 62-9723）

新型コロナウイルス感染症の影響により、後期高齢者医療保険料を納めることが困難なときは、保険税を減免できる場合があります。

【保険料の減免】

- 新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
- 次のすべてに該当する者
 - ① 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - ② 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - ③ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得合計が400万円以下であること

【減免額の算定】

○(表1)で算出した対象保険料額に、(表2)の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 $((A \times B / C) \times (D))$

(減免額の計算式)

$$\text{対象保険料額} (A \times B / C) \times \text{減額又は免除の割合} (D) = \text{保険料減免額}$$

(表1)

$$\text{対象保険料額} = A \times B / C$$

A: 同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額

B: 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年所得額

C: 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年合計所得金額

(表2)

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(D)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除。

【減免の対象保険料】

令和元年度分及び令和2年度分で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されたもの

介護保険の第一号保険料の減免（保健福祉課介護保険係 62-9724）

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険の第一号保険料を納めることが困難なときは、保険料を減免できる場合があります。

【保険料の減免】

- 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った第一号保険者 全部
- 次のすべてに該当する第一号被保険者
 - ① 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - ② 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得合計が400万円以下であること

【減免額の算定】

- (表1)で算出した対象保険料額に、(表2)の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 $((A \times B / C) \times d)$

(減免額の計算式)

対象保険料 $(A \times B / C) \times$ 減額又は免除の割合 $(d) =$ 保険料減免額

(表1)

対象保険料額 $= A \times B / C$

A: 当該第一号被保険者の保険料額

B: 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年所得額

C: 第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年合計所得金額

(表2)

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合(D)
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

※事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除。

【減免の対象第一号保険料】

令和元年度分及び令和2年度分で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されたもの

公営住宅使用料の減免・徴収猶予（住民生活課公営住宅係 62-9723）

新型コロナウイルス感染症の影響等により、住宅使用料の納付が困難なときは、申請により、納付を一定期間猶予することや、使用料の一部を減免できる場合があります。

【住宅使用料の減免】

収入、年齢、世帯の構成等に応じ、使用料を減免できる場合があります。

○減免の条件

- ・生活に困窮しているとき
- ・入居者又は同居の親族が疾病により長期にわたり療養を要すると認めた場合
- ・災害により容易に回復しがたい損害を受けたと認めた場合

【納付の猶予】

状況に応じて、猶予期間が異なります。

※詳しくは、公営住宅係までご相談ください。

保育料の減免（子育て支援課児童係 62-9733）

新型コロナウイルス感染症の影響等により、当初の保育料の支払いが困難なときは、保育料を減免できる場合があります。

【保育料の減免】

○減免の条件

ア 保護者又は保護者と生計を一にする親族の負傷、疾病等により、医療費の支出増大や、休業等により収入が激減した場合

イ 失業、倒産等の特別な事情により収入が激減した場合

○提示書類

収入等を証明する書類のほか

ア 診断書、医療費の領収書、離職票等

イ 雇用保険の受給者証・離職票等

※収入を証明する書類とは、給与明細書、退職所得の源泉徴収票、保険金、失業補償金等の受領書、預貯金の通帳等をいう。

※詳しくは、児童係までご相談ください。